

## 平成 25 年度 「モニターの声・まとめ」と市の回答 No.1

(件名) No. 1 小学校の統廃合について

先の新聞報道によると、昨年度の全国の出生数は102 万9 千人と過去最小で、この傾向は今後も続くものと思われる。

一方、高齢者人口は24.4% と過去最高となり、4 人に1 人は高齢者と言う状況で、当市も例外でなく、年々小学校入学者が減少し、1 学年1 学級100 人未満の学校も何校かあると聞いている。年々少子化が進む中、当市に12 の小学校があるのは多すぎると思われる。

統廃合により通学距離が遠くなる、交通事故が心配等の意見もあると思うが、ある程度の規模(1 学年最低2 学級) の中で切磋琢磨し育てられる方が子どものためになると思う。市としても統廃合の検討はしているようだが、まったくその中身、進捗状況が見えてこない。早急に検討を進め、市民の意見を聞きながら結論を出すべきと思う。

(回答)

回答部署【教育委員会 学校教育課】

教育委員会では、平成22年11月に「小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会」を発足し、2点について諮問いたしました。1つ目は「小中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方について」2つ目は「小中学校の適正配置の具体的方策について」です。

1つ目の諮問内容については、平成24年2月までの間、23回の会議を重ね協議・検討を行ない答申をいただき、その内容を基に平成24年6月に教育委員会で「小美玉市学校規模配置適正化基本方針」を策定しました。

この基本方針については、全市民に内容を周知するため、概要版のパンフレットを作成し全戸配布するとともに、平成24年11月17日から2週間にわたって各小学校区単位で住民説明会を実施し、全会場合わせて220名の市民の皆様に参加していただきました。

2つ目の具体的方策については、平成25年度に8回の会議を重ね協議して来ましたが、住民説明会での意見等を踏まえて慎重に進めるべきとの意見が検討委員より出たことから、具体的方策の答申を行う前に中間答申として検討委員会の考えを市民に示し、地域で議論をしていただき地域から上がった意見を再検討しながら最終的な答申を行うこととなります。地域での議論を行う地域協議会を各小学校区単位で設置し、平成26年2月までに各小学校区の考えをまとめていただき、同年3月に最終答申を行う予定です。その後、最終答申を基に、適正化に係る実施計画の策定を行っていく予定です。

今までの検討委員会での会議内容については、議事録として市ウェブサイト公表しています。また、基本方針並びに住民説明会の概要や中間答申についても同様に公表していますので、ぜひそちらをご覧ください。

(件名) No. 2 駐車場の利用について

各課窓口を見ても人がそれほど多く見当たらないのに、庁舎の駐車場が、特に雨天時に止められないときがある。次のようなことが要因と考えられるので、対策を検討していただきたい。

○対策の提案として

①旅行など待ち合わせ場所に利用していることが考えられるので、利用実態調査を行う。

②敷地内の公共施設利用者でない方からは一日200 円徴収する駐車場管理システムを作る。採算が取れるかも含めて事前の調査が必要だが、本当に用事があつてきた人が駐車場を使えないのでは本末転倒。必要性はある。

③水戸の合同庁舎のような駐車場にすれば、役所に用事がある人にとって一番良い駐車場になる。職員の駐車場を後ろに固めて、前の駐車場は一般用として合同庁舎のように駐車スペース出入口に機器を設置する。

④職員の駐車場が明確にされていないと思われる。現在の社会情勢から、職員は4 キロ以上マイカー通勤可とし、利用者は駐車料金3 千円くらい納付することにする。

(回答)

#### 回答部署【総務部 管財検査課】

市役所駐車場については、利用に関する規定は特にありませんが、もちろん庁舎や公民館などの公共施設に所用がある方のための駐車場です。

市に関係のない業者等の車両（作業車や観光バス等）が駐停車している場合、他の利用者に支障をきたさないよう、注意を促すようにしています。また、今後無関係車両の駐車を防止するため、「無断駐車禁止」等の看板を設置することを考えています。

職員用駐車場については、庁舎脇及び後方におき「職員専用駐車場」の看板により領域を明確にしています。職員のマイカー通勤規制については、市内の公共交通機関の整備状況、出勤に要する時間や距離から難しいと考えています。今後通勤方法について規制を設けていくかどうかは慎重な議論を要することと思えます。

駐車場利用の実態調査については、調査の方法、それにかかる人員や費用など考慮していかなければなりませんので、調査を行うこと自体の必要性を見極めながら改めて検討したいと思えます。

また、水戸合同庁舎のようなゲート式駐車場機器等の新規設置についても、上記の実態調査同様、必要性和実際見込める費用対効果、設置するにあたっての条件など、検討すべき事項が多々あると考えています。

(件名) No. 3 環境保全と道路の管理及び整備について

#### 1. 環境保全（雑草繁茂の解消、不法投棄の防止、雑木林の管理）について

道路沿いの樹木や雑草の繁茂により、通行の妨げ、不法投棄の格好の場所となる箇所がある。場所によっては日中でも薄暗がりになり危険である。道路に張り出した樹木の枝や雑草を取り除くため、道路沿いの土地の所有者(地主)に対して、市の行政指導など検討していただきたい。現状では“また来たいと思ってもらえる、小美玉を好きになる”ことに合っていない。

また、市内各所で山に植林している木の手入れがされず、道路際にある木の枝がはみだし、中型トラックなど、すれ違いができないような通行障害が発生している箇所がある。田畑と違い、山は管理されていないところが散見される。

#### 2. 道路の管理及び整備について

草や土で埋もれてしまい機能していない道路側溝があり、道路に水溜りができて危険な箇所があるので対策をお願いしたい。また、道路整備の地域格差があると思われるので、地域住民の利便性を十分考慮して、道路整備を行っていただきたい。

#### ○全体的な解消策の提案として

- ・退職者などで組織するチームを生かして、市内の危険箇所の発見、市内の情報を吸い上げ市に伝達するような体制作りをする。また、それに対する市の対応が行われているかも同様にチェックする。
- ・山林の管理、地域の管理、境界の管理などに対応する条例をたててもら。指摘に対して個人での対応が難しい場合は上記のチームや地域で対応に当たる。
- ・市から市民へ「この日は各地区の大掃除の日」というものを決めてもらう。何を市民に求めているの

か、具体的に提示する形で周知する。

- ・住宅が少ない幹線道路については、地区で対応するのも難しいと思うので市で巡回して対応してほしい。
- ・職員が業務内外で市内を歩くことは多々あることと思う。その中で、不法投棄や危険箇所など常に気をつけて見るようにし、また、その情報を集約する制度を設ける。自分の部署の業務でないとしても、同じ市役所に勤めるものとして「市をよくしよう」という意識をもって取り組むことが必要。

(回答)

回答部署【環境保全について 市民生活部 環境課】

【道路の管理及び整備について 都市建設部 管理課、建設課】

市では、市内の良好な環境の形成を、市・市民・事業所が一環となって目指していく「環境美化条例」を制定し、清潔で快適な環境の確保に努めています。

不法投棄に対する市の対応としては、職員による定期的なパトロール、通報を受けての現地確認を行っているほか、不法投棄監視委員を委嘱し、月一回以上の巡視と啓発活動をしていただくことで、不法投棄の未然防止と発見された場合の早急な対応に努めているところです。

道路沿いの雑草や樹木が道路にはみ出し交通や安全に支障をきたしている場合、原則としてはその土地の所有者に適正な管理をしていただくようお願いしています。また、緊急を要する場合は市で伐採等を行い、その費用を土地の所有者にご負担いただくということもあります。

また、個人の所有地であるが、後継者不足等の理由から管理が行き届かない平地林、里山林については、良好な環境で次世代へ山林を引き継ぐため、県の森林湖沼環境税を活用した事業の紹介も行っています。

地区の清掃活動については、地域の行事の一環として、各行政区内の内情や方針のもとで行われているため、市で清掃日の指定をすることは難しいと考えます。市としては各地区での活動がスムーズに行えるよう、ゴミ袋の配布や活動費の補助(実績に基づく)を行っています。

市民の皆さん、事業所、市職員一同が協力して市内の環境保全を目指せるよう、ご提案の退職者によるボランティアチームの編成や市全体への環境保全の意識付けなど検討していきたいと思えます。

道路側溝は道路の雨水排水をつかさどる施設であり、土砂等で埋もれてしまうと当然その機能が果たせません。そのようなことのないよう市ではパトロールを行うとともに、区長さんをはじめ地域から情報提供をいただきながら、できるだけ不良箇所の解消に努めています。一方で、地域によっては旧来から住民の方々が率先して道路側溝の清掃や路肩の除草などを行なっていただいているところも数多くあり、市としても大変感謝しています。今後も市民協働で住みやすい環境づくりを目指していきたいと思えます。

また、道路の整備については、現在43路線の道路整備事業に着手していますが、このほか各地区から整備要望されている未着手路線が120路線もあります。限られた予算の中で事業を進めていますので、これらの解消にはまだ時間がかかるものと考えています。事業に着手する際には、国・県の補助事業が活用できるか、事業効果が十分に得られるかなどを考慮し、検討しているところです。今後も市内の道路整備水準を高めるとともに、地域の整備状況を均一化するよう努めていきます。

(件名) No. 4 脇山銀杏どおりの速度規制と補修について

脇山の銀杏通りは、速度規制がなく大型車両の交通量も多いため、高齢者や中学生などの自転車利用者、通学路として利用している子どもたちにとって非常に危険な状態にある。

また、地盤の弱い箇所には道路のひび割れが多く、マンホール蓋の周囲には地盤沈下が見られ、大型車両の通行時には地震と思わせる振動があり、住民は不安を抱いている。特に、速度規制の標識がないため、60キ口超と思われる速度での追い越し時は顕著である。この通りは通学路であり、新設されるはとり保育

園も隣接する道路である。

これらのことを考慮し、30 キロまたは 40 キロの速度制限の規制と、道路の全面補修を希望する。

(回答)

回答部署【速度規制について 防災管理課】

【道路の補修について 都市建設部 管理課】

速度規制等の交通規制については、警察署が地元要望等を受け現地調査後、必要に応じて茨城県公安委員会に上申し、道路幅員や歩道設置状況、周辺環境、交通状況など様々な要因から県公安委員会が必要かどうか判断しています。

銀杏通りの速度規制については、けやき通りとの交差点への信号機設置と併せて、関係機関(小・中学校、新設保育園、地元)の要望書を添え、市長名による申請を石岡警察署に行くとともに、危険性や重要性を示すため新設される保育園の園児数や小・中学校、中央高校の通学者数等を示して、関係機関への協議を継続して行っています。なお、県公安委員会から、けやき通りと銀杏通りの交差点への信号機設置について正式に発表がありました。

道路の舗装補修については、危険度の高い緊急的なものを除いて道路の利用状況や痛み具合などを調査し、国等の補助財源を確保しつつ予算に応じて計画的に実施しています。ご要望の銀杏通りについても、現状を踏まえ今後の計画の中で配慮していきたいと考えています。